

報告第 7 号

特定生産緑地の指定について【報告】

目 次

1. 特定生産緑地制度について……………	P. 1
2. 特定生産緑地の指定基準……………	P. 1
3. 特定生産緑地の指定意向……………	P. 1
4. 令和 2 年度指定申出状況……………	P. 1
5. 今後の予定……………	P. 2

1. 特定生産緑地制度について

平成 30 年 4 月に施行された改正生産緑地法において、新たに「特定生産緑地制度」が創設された。特定生産緑地制度は、生産緑地地区の指定後 30 年を経過するまでに、生産緑地所有者等の意向を基に、生産緑地地区の買取り申出ができる時期を 10 年延長するもので、指定により、引き続き建築制限、営農義務が課される一方で、相続税や固定資産税の優遇措置が適用可能となる。

なお、特定生産緑地を指定する際には、生産緑地法第 10 条の 2 第 3 項の規定により、農地等利害関係人の同意を得るとともに、都市計画審議会の意見を聴くこととされている。

本市においては、平成 4 年 10 月 6 日指定の生産緑地約 61ha（令和元年 12 月 28 日告示）が、令和 4 年 10 月 6 日に指定後 30 年を迎えることとなることから、平成 4 年指定分の生産緑地を対象とし、所有者等の同意を得られた生産緑地について、指定の手続きを進めていくものとする。

2. 特定生産緑地地区の指定基準（平成 4 年指定分）

生産緑地法の指定要件及び都市計画運用指針の内容を踏まえ、本市における特定生産緑地の指定基準を下記の通りとした。

- ①平成 4 年 1 0 月 6 日に指定された生産緑地地区であること。
- ②現に農業の用に供されていること。
- ③生産緑地地区内に、建築物や工作物（屋外広告物、太陽光パネル等）が設置されていないこと。
（生産緑地法上の許可不要な行為・許可を受けた行為は除く。）
- ④一筆 1 0 0 ㎡以上の生産緑地であること。（分筆して土地の一部を指定する場合）

3. 特定生産緑地の指定意向

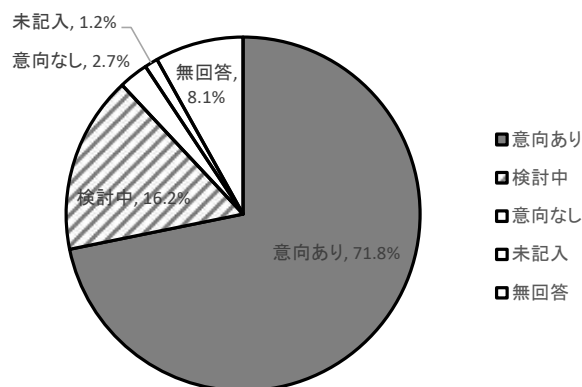
調査概要

対 象 者：平成 4 年指定の生産緑地の所有者（共有持ち分者含む） 333 名

調査時期：令和 2 年 5 月末～7 月末

調査結果

現時点（令和 2 年 8 月 31 日現在）で、7 割以上の生産緑地において、特定生産緑地への指定意向ありとの回答を得ている。



4. 令和 2 年度指定申出状況

令和 2 年 8 月 31 日現在、165 件の申出を受け付けている。

5. 今後の予定（令和2～4年度）

